

新たな休暇制度の概要（常勤職員）

名称等	①出生サポート休暇（無給の休暇から特別休暇に変更）（注）
導入理由	人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等を踏まえ見直しを行うもの。
対象職員	○常勤職員（臨時的任用職員を含む） ○育児短時間勤務職員 ○任期付短時間勤務職員 ○再任用短時間勤務職員
取得対象等	不妊治療を受ける場合 ・一般不妊治療 ・生殖補助医療 など
取得期間	1会計年度につき5日（体外受精や顕微授精に係る場合は10日）以内で必要と認める日又は時間
確認処理	医療機関からの『不妊治療連絡カード』『出生サポート休暇取得にかかる意見書』等で確認
給与	有給
施行日	令和4年4月1日

（注1）負傷又は疾病に起因する不妊及び不育で、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと医師が判断（診断書要）した場合、病気休暇（有給）の取得可能

（注2）LGBTQ等性的少数者の職員についても適用対象。（承認にあたっては、確認書類としてパートナーシップ宣誓書受領証及び住民票等も必要。）

新たな休暇制度の概要（会計年度任用職員）

名称等	①出生サポート休暇 （新設）（注）	②産前産後休暇 （有給化）	③配偶者出産休暇 （新設）	④配偶者育児参加休暇 （新設）	⑤子の看護休暇 （取得要件の緩和）	⑥短期介護休暇 （取得要件の緩和）
改正理由	人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正等を踏まえ見直しを行うもの。					
対象職員	6月以上の任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって次の①②いずれにも該当する会計年度任用職員 ①1週間の勤務日が3日以上とされている職員 ②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの。 （※子の看護休暇、短期介護休暇においては、「6月以上の継続勤務」から「6月以上の継続勤務または6月以上の任用予定期間」へ取得要件の緩和）					
取得対象等	不妊治療を受ける場合 ・一般不妊治療 ・生殖補助医療 など	子を産出する場合	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合	中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。）を行う場合	被介護人のある職員が当該被介護人の介護その他の世話を行う場合
取得期間	1の年度につき5日（体外受精や顕微授精に係る場合は10日）以内で必要と認める日又は時間	出産予定日以前8週間（多胎の場合にあつては16週間）から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間	配偶者が出産するため、病院に入院等する日から当該出産日以降2週間を経過する日までの期間において、2日以内で必要と認められる日又は時間	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後16週間を経過する日までの期間において、5日以内で必要と認められる日又は時間	1の年度につき5日以内（中学校就学前の子が2人以上の場合は10日以内）で必要と認める日又は時間	1の年度につき、合計5日以内（被介護人が2人以上の場合は10日以内）で必要と認める期間とし、日または時間
確認処理	医療機関からの『不妊治療連絡カード』『出生サポート休暇取得にかかる意見書』等で確認	母子健康手帳	—	—	—	—
給与	有給				無給	

施行日	令和4年4月1日
-----	----------

(注) 負傷又は疾病に起因する不妊及び不育で、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと医師が判断(診断書要)した場合、病気休暇(有給)の取得可能

新たな休暇制度の概要（会計年度任用職員）

名称等	⑦育児休業（在職期間の廃止）	⑧介護休暇（在職期間の廃止）
改正理由	人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）及び人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等を踏まえ見直しを行うもの。	
対象職員	<p>次のいずれかに該当する会計年度任用職員</p> <p>①1週間の勤務日が3日以上とされている職員</p> <p>②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの。</p> <p>育児休業の場合は、上記に加え、次の条件を満たす会計年度任用職員 その養育する子が1歳に達する日（1歳到達日）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる職員（当該子が1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。） （※「在職期間1年以上」の取得要件を廃止）</p>	
取得対象等	当該職員の子を養育する場合	被介護人のある職員が当該被介護人の介護その他の世話をを行う場合
取得期間	要件	取得可能範囲
	下記以外	子の誕生日から1歳の誕生日前日までの期間
	配偶者が子の1歳誕生日の前日以前に育児休業をしている場合	配偶者の育児休業の開始日から1歳2か月に達する日までの最長1年間の期間
	本人又は配偶者が育児休業をしていて、本人が子の1歳誕生日以降も育児休業をすることが特に必要と認められる場合（※）	子の1歳誕生日から1歳6か月に達する日までの期間
	本人又は配偶者が育児休業をしていて、本人が子の1歳6か月誕生日以降も育児休業をすることが特に必要と認められる場合（※）	子の1歳6か月誕生日から2歳に達する日までの期間
確認処理	<ul style="list-style-type: none"> 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 その他所属長が必要があると認める場合にあっては、必要な書類 	—
給与	無給	

施行日

令和4年4月1日

(※) 保育所の入園を希望しているが、入所できない場合や配偶者が負傷、疾病等により子の養育が困難な状態となった場合など
 新たな休暇制度の概要（会計年度任用職員）

名称等	⑨部分休業（在職期間の廃止）	⑩介護時間（在職期間の廃止）
改正理由	人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）及び人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等を踏まえ見直しを行うもの。	
対象職員	1日につき定められた勤務時間が6時間以上であるものであって次のいずれかに該当する会計年度任用職員 ①1週間の勤務日が3日以上とされている職員 ②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの。 （※「在職期間1年以上」の取得要件を廃止）	
取得対象等	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	被介護人のある職員が当該被介護人の介護その他の世話をを行う場合
取得期間	1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲 ※育児時間または介護時間を承認されている場合は、上記の範囲内でかつ2時間から育児時間または介護時間を減じた時間を超えない範囲内で取得可能	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲 ※1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲
確認処理	—	—
給与	無給	
施行日	令和4年4月1日	

(注) ①③④⑤⑥⑧⑩の休暇については、LGBTQ 等性的少数者の職員についても適用対象。(承認にあたっては、確認書類としてパートナーシップ宣誓書受領証及び住民票等も必要。)